

添付書類について

1. 設立許可書等の写し（原本の写しである旨の証明を、余白に記載したもの）
⇒別紙「設立許可書等の写しについて」参照
2. 施設の平面図（投票記載所になる室は、赤で囲む。）
 - (1) 食堂等他人の出入りの多い場所は、投票の秘密保持に適當ではない。
3. 施設付近の見取図
 - (1) 施設がどこにあるか、わかりやすく記載する。
 - (2) 県選管が指定する施設の場所を把握するために必要である。
4. 現在収容中の者の内訳表
 - (1) 当該内訳表の様式は定まっていない。
 - (2) 施設等による独自の様式でよい。
 - (3) 公職選挙法第49条第1項第3号に該当する者（疾病等により歩行が困難である者）については、歩行が困難であることについての説明を記入すること。
（例：備考欄に「車椅子使用」と記入）
 - (4) 身体障害者授産施設については、指定の時点で身体障害者手帳に1級又は2級と記入されている者が概ね25人以上収容されていることが必要であるので、そのことが判断できるようにすること。
5. 職員数及び組織図
 - (1) 職員数については、指定申請を行った団体が不在者投票事務を行い得るだけの職員を確保できるかどうか判断するために必要である。
不在者投票事務を行う際に必要な者（各事務の兼務は絶対に不可）
 - 不在者投票管理者（1人）
 - 不在者投票管理者の補助者（1人以上）
 - 立会人（1人以上）
 - 代理投票の補助者（2人）
6. その他（パンフレット、定款、規約等）

「設立許可書等の写し」について

1. 病院

(1) 病院の設置が適法か否かに関するもの

以下の2点の許可書（証）の写し

①医療法第7条第1項の規定による病院等の「開設許可書」の写し

②医療法第27条の規定による病院等の「使用許可書」の写し

※医療法第27条の病院等の「使用許可書」により、ベッド数が50床以上であるかの判断が可能である。

(2) 病院の設立主体が適法か否かに関するもの

医療法第44条第1項の規定による医療法人の「設立許可書」の写し

2. 老人ホーム（特別養護老人ホーム）

(1) 施設の設置が適法か否かに関するもの

（社会福祉法人の場合）

老人福祉法第15条第4項の規定に基づく「設置認可書」の写し

(2) 設置（経営）主体の社会福祉法人の設立が適法か否かに関するもの

以下の2点の写しのうち、どちらか一方

①社会福祉法第32条の規定による定款の「認可書」の写し

②組合等登記令第3条の規定による「設立の登記」の写し

3. 病院及び老人ホーム以外

(1) 施設の設置が適法か否かに関するもの

設立の根拠法令に基づく許可書等の写し

（身体障害者更正援護施設の場合）

社会福祉法第62条第1項の規定に基づく施設の設置届の受理通知の写し …等

（介護老人保健施設の場合）

介護老人保健法第94条の規定による「開設許可書」の写し

生活保護法第54条の2の規定による介護機関の「指定書」の写し …等

(2) 設置（経営）主体（社会福祉法人等）の設立が適法か否かに関するもの

医療法第44条第1項の規定による医療法人の「設立許可書」の写し

社会福祉法第32条の規定による定款の「認可書」の写し …等

《不在者投票管理者等について》

職員数： _____名

1. 不在者投票管理者

(所属・職名) _____

(氏 名) _____

2. 不在者投票管理者の補助者

(所属・職名) _____

(氏 名) _____

3. 立 会 人

(所属・職名) _____

(氏 名) _____

4. 代理投票の補助者

(所属・職名) _____

(氏 名) _____

(所属・職名) _____

(氏 名) _____